

する。

1 賃 率 1車キロについて 71 円。

2 走行キロ つぎに掲げる営業キロ程に換算車数を乗じ、1車キロ未満の端数は1車キロに切り上げて計算する。

(1) 営業キロ程 荷物運賃計算キロ程により、契約区間の片道ごとに実際の運送経路によって計算し、1km 未満の端数は1km に切り上げる。

(2) 換算車数 郵便車の車種に応じ一定の換算車数による。また荷物車の $\frac{1}{2}$ 使用というような場合は、その車種の換算車数に使用割合を乗じて計算する。(金田政吉)

ゆうびんせんしつかしきりうんちん 郵便船室貸切運賃

郵便物を運送するため郵便船室を貸切って運送する場合に適する運賃をいい、各航路ごとにつぎのように1航海(片道)当りの運賃が定められており、郵便車貸切運賃と同様1箇月分を取りまとめて計算集計する。

1 青森・函館間	1航海につき	16,350円
2 宇野・高松間	同	680円
3 宮島口・宮島間	同	37円

(金田政吉)

ゆうびんぶつうんそういたくほう 郵便物運送委託法

郵便は政府の行う事業であって、とくに信書の送達は何人もこれを営業とすることができないが、郵便業務の全部を政府において行うことは、国家経済あるいは事業経営の合理化の見地から適当でない場合もあるので、郵政大臣が法律の定めるところにしたがって、郵便業務の一部たとえば郵便物の運送、集配業務等を他に委託することになっている(郵便法第2・3条)。郵便物運送委託法は郵政大臣が、郵便物の運送および集配業務を運送業者等に委託する場合の、政府と運送業者等との関係を主として規律する法律である。昭和24年法律第284号をもって公布されたもので、第1章総則、第2章業務委託の方法、第3章運送等の業務の取扱、第4章罰則および付則の構成で24箇条から成り、そのおもな内容はつぎのとおりである。

1 郵便物の運送・集配業務を他に委託し得る場合。

2 競争契約による委託の方法。

3 随意契約による委託の方法。

4 委託する場合の運送料金の基準。

5 郵政大臣の要求があった場合の運送業者の運送または施設もしくは役務の提供義務 (1) 郵便車等の供給義務 (2) 郵便物の夜間受渡代行義務 (3) 土地建物等の供給義務 (4) 自動車の郵便物積載場所等の供給義務 (5) 船舶の郵便物積載場所等の供給義務。

6 郵政大臣の要求により運送業者が、運送または施設もしくは役務を提供した場合の補償金。

7 郵便物の運送・集配等の委託業務の取扱方 (1) 郵便車船室等の使用制限 (2) 郵便物について事故等の場合の非常取扱 (3) 船舶に積載した郵便物の優先陸揚げ (4) 運送機関の発着日時を変更する場合の通知義務。

8 義務違反の場合の罰則。(金田政吉)

ゆうびんぶつうんそう 郵便物の運送

1 郵便物運送委託契約

郵便は政府の行う事業であって、郵政省においてこれを所管しているが、郵便物の運送および集配業務等は、郵便物運送委託法により他の機関に委託ができるようになっており、この法律にもつづいて、郵政省と国鉄との間に郵便物運送委託契約が締結され、契約書が交換されている。この郵便物運送委託契約は、郵便物運送委託法の規定により随意契約によるもので、そ

のうちおもな内容はつぎのとおりとなっている。

(1) 郵便物の運送業務の提供 ア 郵便車または郵便船室の貸切運送 イ 託送郵便物の運送。

(2) 郵便物運送に付随する役務の提供 ア 夜間に発着する列車への郵便物の積み込みまたは取卸し作業の代行。これを郵便物の夜間受渡代行という イ 船舶と列車との間における郵便物積換作業の代行。これを郵便物の積換代行という。

(3) 郵便物運送に付随する施設の提供 ア 駅構内郵便室または積卸運搬設備等の設置のための国鉄用地の使用 イ 郵便物取扱のための国鉄建物または積卸運搬設備の使用 ウ 国鉄の自家用電気供給区域内の施設に対する電気の供給 エ 駅構内郵便室等に対する蒸気・水等の供給。

2 郵便物の運送

(1) 郵便車または郵便船室による貸切運送 郵便物の貸切運送に使用する郵便車は、郵便物取扱の設備がある車両(記号ユ)を使用し、旅客列車に連結されて郵便取扱員が乗務し、郵便物の区分その他の事務を行いながら、運送されるのが原則であり(この場合を「鉄道郵便」と呼んでいる)例外として手小荷物用の荷物車または客車が代用される場合があり、さらに貨車によって貨物列車に連結して運送される場合がある。郵便船室の貸切による運送は、航路区間において連絡船の一部を区切って郵便船室とし、郵便物を積載して運送される場合をいうのである。郵便車または郵便船室による貸切運送は、常時定期的に行われるものは定期契約により、年末・年始等の一定期間だけ恒例的に行われるものは不定期契約により、さらに災害その他突発的な理由によって行われるものは、そのつど臨時契約によって行われる。

(2) 託送郵便物の運送 託送郵便物とは郵袋に納入されて託される郵便物で、これを託送郵袋といい、小荷物に準じて運送されるが、閉のう郵便物と称されたときもあった。託送郵便物については、運送区間・運送列車等があらかじめ契約されており、これにもつづいて運送が行われている。(金田政吉)

ゆうべつたんこうてつどう 雄別炭礦鉄道

1 事業者の概要

名称 雄別炭礦鉄道株式会社、本社 東京都千代田区丸ノ内1丁目、資本金 40,000 万円、おもな事業 鉱業、鉱産物の売買および地方鉄道業。鉄道従業員 259 人、保有車両 蒸気機関車11、客車14、貨車108両。

沿革 大正10・3北海道炭礦鉄道株式会社が自社採掘石炭輸送を目的とし、鉄道敷設免許を受け、同12・1営業開始した。大正13・3三菱鉱業株式会社に経営を委任し、同時に社名を雄別炭礦鉄道株式会社と改称、昭和2年全株が三菱鉱業株式会社の所有となったが第2次大戦後三菱の解体に伴ない、同21・12から同社と分離され独立経営として発足した。昭和26年釧路埠頭株式会社の専用鉄道(新富士・雄別埠頭間)をゆずり受け、同27・8地方鉄道にこれを変更し現在に至る。

2 地方鉄道路線

根室本線釧路駅および新富士駅に連絡し、釧路・雄別炭山間44.1kmと、新富士・雄別埠頭間2.1kmの単線、動力は蒸気、軌間は1.067mで旅客および貨物運輸(新富士・雄別埠頭間は貨物運輸のみ)の鉄道である。釧路・雄別炭山間は正10・3・8免許を受け、同12・1・17運輸開始、新富士・雄別埠頭間は昭和27・8・28専用鉄道を地方鉄道に変更許可を受け、同年9・11開

